

(資料)各発生段階における対策

(概要版)

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
(1)実施体制	<p>①町行動計画等の作成 (総務課、保健福祉課)</p> <p>②連携強化 (総務課、保健福祉課)</p> <p>③体制の整備 (総務課、保健福祉課)</p> <p>※適宜、管理職会議において、町行動計画に基づく事前準備の進捗について確認 ※ 府、近隣市町村等と相互に連携し、発生に備え、情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施</p>	<p>○体制強化等 (総務課、保健福祉課)</p> <p>※町対策会議を開催し、情報の共有及び町行動計画に基づく対策を確認 ※国、府の情報を入手し、対策を実施</p>	<p>【緊急事態宣言がされていない場合】</p> <p>○町対策会議の開催 (総務課、保健福祉課)</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合】</p> <p>○町対策本部の設置 (総務課、保健福祉課)</p> <p>※町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。 ※緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町長が必要と判断した場合は、町対策本部を設置する。</p>	<p>【緊急事態宣言が解除された場合(緊急事態宣言がされていない場合)】</p> <p>○町対策本部の廃止 (対策本部、総務課、保健福祉課)</p> <p>○対策会議において対策を協議 (総務課、保健福祉課)</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合】</p> <p>○町対策本部にて対策を協議し実施 (対策本部、総務課、保健福祉課)</p> <p>※府と連携し、状況により緊急事態措置の縮小・中止</p>	
(2)情報提供・共有	<p>①情報収集・共有 (総務課、保健福祉課)</p> <p>②情報提供体制の整備 (保健福祉課、企画政策課)</p> <p>③相談窓口(コールセンター)設置の準備 (総務課、保健福祉課、企画政策課)</p> <p>※国、府、近隣市、関係機関との情報共有体制を整備する。</p>	<p>①相談窓口(コールセンター)の設置 (保健福祉課)</p> <p>②町民、事業者、医療機関等への情報提供 (総務課、保健福祉課、企画政策課、医療政策課)</p> <p>③情報弱者への情報提供手段を構築 (保健福祉課、企画政策課)</p> <p>④府からの要請に応じ、相談窓口を設置 (保健福祉課)</p>	<p>①相談窓口(コールセンター)の体制充実・強化 (総務課、保健福祉課、企画政策課)</p> <p>②情報提供方法の検討 (総務課、企画政策課)</p> <p>※プライバシー保護と公益性について考慮</p> <p>③情報共有 (保健福祉課、企画政策課)</p> <p>※国、府、近隣市、関係機関との情報共有 ※対策本部の設置がある場合には、対策本部により実施</p>	<p>①情報収集に協力 (教育委員会、子育て支援課)</p> <p>②町民への情報提供 (保健福祉課、企画政策課)</p> <p>③相談窓口体制の縮小 (保健福祉課)</p>	
(3)まん延防止に関する措置	<p>○町民に対する基本的感染対策の普及啓発 (総務課、保健福祉課)</p>	<p>○感染対策の実施、普及啓発 (保健福祉課、総務課、教育委員会、子育て支援課、医療政策課)</p> <p>※基本的感染対策の普及 ※必要時には、町が設置する学校等の臨時休業(学校安全法) ※国、府の要請に基づく、病院、高齢者施設等の感染対策の強化</p>	<p>①感染対策の実施、普及啓発 (保健福祉課、医療政策課、教育委員会、子育て支援課)</p> <p>②感染拡大の阻止 (教育委員会、子育て支援課、保健福祉課)</p> <p>※必要に応じて臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)</p> <p>※病院、高齢者施設等や居住する施設等における感染対策強化</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合】</p> <p>府から施設の使用制限の要請により、学校、保育所等の臨時休業や入学試験の延期等の措置</p>	<p>○発生状況をふまえ、町民への注意喚起及び周知 (保健福祉課)</p> <p>※国、府との連携により発生状況を確認</p>	

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
(4) 予防接種	<p>① 特定接種の準備 (総務課、保健福祉課、医療政策課) ※対象となる町職員への接種体制の整備 ※国の実施する特定接種事業者登録の周知に協力</p> <p>② 住民接種の準備 (保健福祉課、医療政策課、総務課) ※全住民対象(在留外国人を含む。)とする接種 ※接種体制の構築、実施に係る具体的な計画策定 ※府、近隣市、医師会、医療機関との連携</p> <p>③ 情報提供の実施 (保健福祉課、企画政策課)</p>	<p>① 特定接種の実施 (総務課、保健福祉課、医療政策課)</p> <p>③ 特定接種の広報・相談 (保健福祉課、企画政策課)</p> <p>④ 住民接種の具体的な接種体制を構築・準備 (保健福祉課、医療政策課)</p> <p>⑤ 予防接種に関する情報提供 (保健福祉課、企画政策課、医療政策課)</p>	<p>① 特定接種の実施 (保健福祉課、医療政策課) ※予防接種法に基づく接種</p> <p>② 住民接種の情報提供、広報、相談 (保健福祉課、医療政策課、企画政策課)</p> <p>③ 住民接種の実施 (保健福祉課、医療政策課)</p> <p>④ 住民接種の有効性・安全性に係る調査に協力 (保健福祉課、医療政策課) ※副反応報告書および報告基準を医療機関に配布</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合】 上記に加え、下記の対策を実施する。 ① 住民接種は、特措法に基づく臨時接種を実施 (保健福祉課、医療政策課) ② 住民接種の広報・相談 (保健福祉課、企画政策課)</p>	<p>① 住民接種の実施 (保健福祉課、医療政策課) 【緊急事態宣言がされている場合】 ○特措法に基づく臨時接種を実施</p> <p>【緊急事態宣言がされていない場合】 ○予防接種法に基づく接種を実施</p> <p>② 接種に関する広報・相談 (保健福祉課、企画政策課)</p>	<p>① 住民接種の実施 (保健福祉課、医療政策課) 【緊急事態宣言がされている場合】 ○特措法に基づく臨時接種の実施</p> <p>【緊急事態宣言がされていない場合】 ○第二波に備え、予防接種法に基づく接種を実施</p> <p>② 住民接種の有効性・安全性に関する調査 (保健福祉課、医療政策課)</p>
(5) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	<p>① 要援護者への生活支援 (保健福祉課、総務課) ※必要な支援体制、搬送、死亡時の対応について具体的手続き作成 ※関係団体、施設、事業所との連携により体制構築</p> <p>② 火葬能力等の把握 (住民課) ※府及び船井衛生管理組合と連携し、火葬能力の把握。 ※一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討</p> <p>③ 物資及び資材の備蓄等 (総務課、保健福祉課) ※医薬品その他の物資及び資材の備蓄 ※必要な施設及び設備の整備等</p>	<p>① 要援護者・協力者へ情報提供 (保健福祉課)</p> <p>② 遺体の火葬・一時的な遺体安置所の準備 (総務課、住民課)</p>	<p>① 要援護者対策の実施 (総務課、保健福祉課、医療政策課) ※計画に基づき、要援護者対策を実施 ※食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等実施 ※り患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び府と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)の実施</p> <p>② 遺体の火葬・安置の円滑な実施 (総務課、保健福祉課、住民課) ※船井衛生管理組合、府、近隣市との連携により、情報収集・広域的な火葬体制の確保・遺体搬送等の手配を行う。 ※火葬能力の限界を超える場合は、府の協力を得て、遺体の一時安置所を確保する。</p> <p>【緊急事態宣言がされている場合】 上記の対策に加え、下記の対策を実施する。 ③ 水の安定供給(水道課) ④ 生活関連物資等の価格の安定等(商工観光課)</p>	<p>○要援護者対策の実施 (保健福祉課、企画政策課、医療政策課) ※引き続き国や府と連携し必要な支援を行う。</p> <p>【緊急事態宣言が解除されていない場合】 ○緊急事態措置の縮小・中止 (総務課、商工観光課) ※業務を縮小・中止していた事業者に対する業務再開に係る周知に協力する。</p>	
(6) サーベイランスに関する情報収集	<p>○府が行う調査に協力 (教育委員会、子育て支援課) ※欠席者状況(学級・学校閉鎖等)調査等に協力</p>	<p>○府が行う調査に協力 (教育委員会、子育て支援課) ※欠席者状況(学級・学校閉鎖等)調査等に協力</p>	<p>○発生時のサーベイランスへの協力 (保健福祉課、教育委員会、子育て支援課) ※患者等の全数把握及び集団発生の把握等の調査に協力</p>		
(7) 医療	<p>① 医療体制の整備 (医療政策課)</p> <p>② 府内感染期に備えた医療の確保 (医療政策課)</p> <p>※二次医療圏域を単位とし、保健所を中心とし、地区医師会、地区薬剤師会、医療機関、関係機関等と連携し、医療体制を整備 ※協力医療機関での入院受け入れは、公立南丹病院において実施</p>	<p>○医療体制の整備 (医療政策課)</p> <p>※公立南丹病院、府、近隣市、医療機関、医師会等との連携し、医療体制整備 ※府の要請に基づき、公立南丹病院において帰国者・接触者外来を設置</p>	<p>○医療体制の整備 (医療政策課)</p> <p>※公立南丹病院における帰国者・接触者外来での診療体制の継続 ※患者等の増加に伴い、府の要請に伴い一般の医療機関でも診療する体制に移行(公立南丹病院における帰国者・接触者外来を廃止)</p>	<p>○府内感染期における対応 (医療政策課、保健福祉課)</p> <p>※公立南丹病院における患者の入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅療養を要請 ※関係機関に医療体制を周知</p>	<p>○府からの要請に応じ、発生前の医療体制に戻す等の協力 (医療政策課)</p> <p>【緊急事態宣言が解除されていない場合】 ○府内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止 (医療政策課)</p>